

vol.239
6

トラISHIKAWAックのひろば




いしかわ
まちなみ散歩
—
【ひがし茶屋街】
ひがしチャヤがい

TOP NEWS

感染予防強化に向けて
携帯型アルコール検知器導入助成制度を新設

 一般社団法人
石川県トラック協会



いしかわまちなみ散歩

石川県の美しい街並みを
ゆったりとトラックで巡ります

今月のSPOT ひがし茶屋街



©石川県観光連盟



金沢の代表的な観光地の一つ「ひがし茶屋街」。古い街並みは国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。和菓子、伝統工芸品などを扱うお店や一服する休憩所や喫茶店などが充実しており、情緒ある風景は、和装が良く似合います。国指定文化財の「志摩」では昔ながらのお茶屋を見学でき、当時の三味線も展示されており、庭を眺めながらお抹茶を頂くこともできます。金沢で一番大きいお茶屋建築の「懷華樓」は、現在も一見さんはお断りですがお昼は一般にも公開されており、金箔で織られた畳の茶室や輪島塗の階段、加賀友禅を見ることができます。1階にはカフェやオリジナル商品を販売するショップ「蔵」も併設しています。茶屋街は着物のレンタルショップも充実していますので、たまには和装をして、懐かしい時代にタイムスリップしてみたいはいかがでしょうか。

直通ダイヤル



代表
076-239-2511

助成・融資事業
076-239-2284

適正化事業課
076-239-2285

陸災防
076-239-2393

ホームページ



新型コロナウイルス関連



協会ホームページに新型コロナウイルス関連ページを設置しております。

1 TOPNEWS

感染予防強化に向けて携帯型アルコール検知器導入助成制度を新設
第2次 新型コロナウイルス感染予防に係るマスクの配布について
～計11万枚を配布～

携帯型アルコール検知器導入助成金

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて
高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について
適性診断の受診の取扱いについて

運転免許証の有効期限の延長措置等について

健康診断の実施時期の延期について

労働保険料等の申告・納付期限の延長について

自動車検査証の有効期間の延長措置等について

雇用調整助成金の支給申請のポイントについて

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」

熱中症予防行動

石川県トラック協会会長表彰

全日本トラック協会会長表彰

「正しい運転・明るい輸送運動」表彰

13 ご案内

トラック運送業に係る標準的な運賃の告示

I 距離制運賃表

II 時間制運賃表

III 運賃割増率

令和2年度第1回運行管理者試験

令和2年度第1回運行管理者試験 事前講習会

(公社)全日本トラック協会 優秀運転者顕章

18 適正化 NEWS

7月1日から受付開始!～安全性優良事業所認定制度～

飲酒運転撲滅

事故防止等教育DVDの貸し出し

20 業界 NEWS

トラック運送業界の景況(速報)～令和2年1月～3月期～

22 情報コーナー

新規会員のご紹介

6月の行事予定

会員名簿の変更

交通事故発生状況

軽油価格

25 事例研究



感染予防強化に向けて 携帯型アルコール検知器導入助成制度を新設

■理事会・交付金運営委員会合同会議

5月20日（水）、石川県トラック会館において、第335回理事会・第310回交付金運営委員会合同会議を開催しました。

冒頭、久安常信会長は「例年、この時期には、会員の皆様のこれまでの業績を称え、表彰式を盛大に催すところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から規模を縮小して開催することいたしました。最近では、コロナ

関連のニュースに溢れておりませんが、このような時こそ事故のない運行を心がけるようお願いいたします。また、本理事会では、安全運行を確保し、ドライバーの皆様の感染防止を図るための緊急対策など重要な議案がございますので慎重審議をお願いします」とあいさつ。その後、令和元年度の事業報告や新型コロナウイルス

ルス感染拡大に係る措置などについて協議をしたほか、これまでの当協会の感染症対策の状況報告がされました。

コロナ対策では、国土交通省より感染対策下におけるアルコール検知器の取り扱いが示されたことを受けて、ドライバー等の感染予防の徹底を図るため、緊急対策として「携帯型アルコール検知器導入助成金」を本年度限りで実施することとしました。

（詳細は次ページに掲載）

■第71回表彰式

また、審議に先立ち、同会場において、「第71回（一社）石川県トラック協会長表彰式」を執り行い、受賞者を代表して小松康作氏（㈱中部生コン輸送）と谷口直人氏（㈱直人運輸）に久安常信会長から感謝状が手渡されました。（受賞者はP11～12に掲載）

第2次 新型コロナウイルス感染予防に係るマスクの配布について ～計11万枚を配布～

当協会ではドライバーの皆様への感染予防対策として、全会員を対象にマスクの配布をさせていただきましたが、今後、長期に亘る対策が必要とされることから、更なるマスクの確保を進めておりました。今般、追加配布分の準備が整い、第1次と同様に無償で送付させていただきましたのでご活用ください。



新型コロナウイルス感染症緊急対策

携帯型アルコール検知器導入助成金

対象期間	令和2年4月1日～令和3年2月25日
対象機器	アルコール検知器協議会が認定した機器(新品・買取のみ) ※次ページ参照。協会ホームページでもご覧いただけます。
助成金額	1台あたり3千円 ※機器価格(税抜)が、助成金額を下回る場合は実費相当額。 ※別売りの付属品(カード、ストロー等)は価格に含まれません。 ※国や自治体等からの補助金が交付される場合、助成金等合計が機器価格(税抜)を超えない範囲で実施いたします。
助成台数	会員名簿上の車両台数まで(上限100台)
備考	令和2年4月1日以降に購入したアルコール機器が助成対象となります。 販売証明書を発行できる販売店が対象となりますので、発注前に確認下さい。 ※クレジットカードでの支払いは、助成の対象になりません。 ※インターネットで購入する場合、メーカー直接(中央自動車工業、タニタ等)のオンラインショップのみとなります。

※申請書等は当協会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/josei.php> ホーム〉助成・融資制度

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したガイドラインが策定されました。 ※当協会ホームページよりダウンロードできます。

(一部抜粋)

<p>健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。
<p>事業所での勤務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。 ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
<p>事業所での休憩・休息スペース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する。 ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
<p>点呼</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。 ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
<p>運行中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。 ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
<p>従業員の感染が確認された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、医療機関の指示に従う。 ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。

【参考】 帰国者・接触者相談センター等への相談の目安が変更となりました。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合(→すぐに相談)
 - ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合(→すぐに相談)
 - ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(→すぐに相談)
- ※症状が4日以上続く場合(→必ず相談)

高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

新型コロナウイルス感染症による影響に対する緊急的かつ特例的な対応として、以下のとおり高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部を還元される措置が設けられました。

①主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

②割引対象

ETCコーポレートカードを利用して高速道路を通行する全車種(ETC車)

③割引率(NEXCO)

多頻度割引(車両単位割引)		+	大口割引(契約単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率 (R1補正で割増※)		月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(割増なし)			
5,000円超～10,000円以下の部分	10% ⇨ 20%	+	500万円を超え、かつ自動車1台あたり 平均利用額が3万円を超える場合	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	20% ⇨ 30%			
30,000円を超える部分	30% ⇨ 40%			

※一有に対する契約単位割引の割引率は5%

➡ 最大割引率 約50%

※ 令和3年3月末までの間、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対して措置

④今回の還元の対象となる事業者

令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた事業者

⑤還元額

令和2年2月から当面の間、当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率を乗じた額

(例)

	R1年		R2年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
対象	○	○	○	×	×	×
対象	○	○	○	×	○	○
対象	○	○	○	○	×	○
対象	○	○	○	○	○	×
(参考)対象外	○	○	×	×	○	×

○: 契約単位割引適用、×: 契約単位割引適用外

適性診断の受診の取扱いについて

1. 初任運転者への「初任診断」及び事故惹起運転者への「特定診断の受診」

受診の期間について、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと規定されているが、**緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間**は、当該受診期間に含めないものとして扱われます。

2. 高齢運転者への「適齢診断」

受診の期間について、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと規定されているが、**緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間**は、当該受診期間に含めないものとして扱われます。

運転免許証の有効期限の延長措置等について

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない・できなかった方についての特例措置。

1. 運転免許証の有効期間が令和2年7月31日までの方

※又はすでに運転免許証の有効期間の延長措置の手続行い、延長後の有効期間が令和2年7月31日までの方

更新期限の前に、「運転免許センター」または「各警察署、庁舎」で手続きすることにより、**更新期限後であっても3ヶ月間**は運転が可能。※郵送による手続きも可能となりました。

(注意事項)

- ①運転免許証の有効期間内に手続きしない場合は、免許が失効となります。
- ②指定措置を受けた場合でも、有効期限後3か月以内に講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続きを受けない場合、免許が失効となります。

2. 免許証の更新期限が過ぎてしまった方

新型コロナウイルスを理由として、有効期間までに更新手続きを行うことができず運転免許を失効させた方は、**運転免許の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内**であれば、やむを得ない理由があったものとして失効手続きをすることができます。

(注意事項)

- ①運転免許が失効している間は、車両の運転をすることはできません。
- ②失効手続きをすることで、学科試験、技能試験を受けることなく運転免許の再取得が可能です。

※詳しくは、協会ホームページ又は石川県警察本部のホームページをご覧ください。

お問合せ 石川県運転免許センター TEL 076-238-5901

健康診断の実施時期の延期について

「雇入れ時の健康診断」及び1年以内ごとの定期「一般健康診断」

一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、延期することとして差し支えありません。

健康診断の実施時期を延期したものについては、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、できるだけ早期に実施することし、**令和2年10月末まで**に実施してください。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があります。

労働保険料等の申告・納付期限の延長について

労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)が令和2年8月31日まで延長されました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。※次ページ参照。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～同年7月10日	令和2年6月1日 ～ 同年8月31日

《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	令和2年8月31日

なお、延納(分割納付)をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

※労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること**
 - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること（※2）**
 - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- **納期限までに申請してください（※3）（※4）。**
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
 - ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。））**
 - ※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
 - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

自動車検査証の有効期間の延長措置等について

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、5月6日の政府発表で緊急事態措置が延長されたことに伴う自動車検査証の有効期間についての特例措置。

1. 自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車

※これまでの特例対象車両(車検証の有効期間が、2月28日から3月31日または4月8日から5月31日までのものを、6月1日を満了日としたもの)も含む

全国一律に**令和2年7月1日まで**自動車検査証の有効期間を伸長されました。

【継続検査の手続き】

対象車両については、7月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

【自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置)】

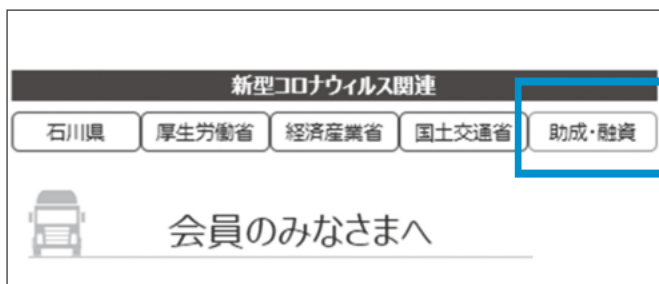
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。

雇用調整助成金の支給申請のポイントについて

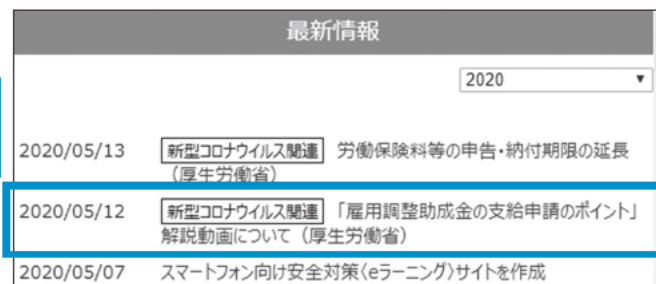
当協会ホームページより、厚生労働省及び全国社会保険労務士連合会による支給申請に係るポイントについての解説動画をご覧ください。

また、申請様式やガイドブック等もダウンロードできます。

http://www.ishitokyo.or.jp/covid_josei.php



協会ホームページ (TOP ページ)



最新情報内

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」

厚生労働省より、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実勢例が示されました。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）** 空ける。
- 遊びに行くなら **屋内より屋外** を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り **真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク** を着用
- 家に帰ったらまず **手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度** かけて **水と石けんで丁寧に** 洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに **手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 **「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

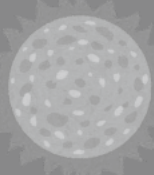
- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク



令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



環境省



厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>





一般社団法人 石川県トラック協会会長表彰



感謝状贈呈(10名)

- ・協会役員として10年以上その業務に精励され、業界の発展に寄与し、協会の運営に協力された功績顕著な方
(順不同・敬称略)

小松 康作 (有)中部生コン輸送)

梶 嘉仁 (株)梶運送)



- ・協会の会員として20年以上その業務に精励され、業界の発展に寄与し、協会の運営に協力された功績顕著な方
(順不同・敬称略)

森田 和雄 (有)石川サイエンス)

馬場 英樹 (馬場建設株)

谷口 直人 (有)直人運輸)

町田 光 (有)町田建材)

舟橋 和男 (有)荒木物流サービス)

若林 勝 (サンワ運輸株)

戸坂忠寸計 (株)戸坂運送店)

打越 昭彦 (株)丸和運送)



5月20日(水)、新型コロナウイルス感染防止のため、規模を縮小して執り行われた第71回表彰式において、久安常信会長から感謝状を受け取る小松康作氏(有)中部生コン輸送)と谷口直人氏(有)直人運輸)。※写真上から

表彰状贈呈(16名)

- ・会員の従業員として10年以上その業務に精励され、勤務成績優秀な方
- ・会員所属の運転者として10年以上その業務に精励され、10年以上運転事故のない成績優秀な方

(順不同・敬称略)

中村 敏弘 (上田運輸株)

橋場 靖浩 (日本通運株)

菅原 寿伸 (大聖寺運輸株)

生瀬谷健児 (株)丸伸インダストリ)

山本 松郎 (北日本運輸株)

出戸 勉 (株)ミツノリ)

上中 敏行 (濃飛西濃運輸株)

杉本 樹廊 (日栄運送株)

川上 直徳 (濃飛西濃運輸株)

池 優一 (兼六運輸株)

高川 泰彦 (日本通運株)

水島 彰 (是則北陸運輸株)

藪下 浩之 (日本通運株)

長田 啓 (是則北陸運輸株)

川江 繁行 (日本通運株)

橋本 修 (正院運送株)

公益社団法人 全日本トラック協会長表彰

感謝状贈呈(9名)

- ・トラック運送事業の役員として20年以上その業務に精励され、業界の発展に寄与した功績顕著な方
(順不同・敬称略)

按察 繁子 (株)市の谷)	大矢 雅典 (株)大矢建設運輸)
山下 信博 (株)ユニホック)	沖野 幸一 (株)アペックス)
中川 力造 (有)ナカリキ商事)	小間 望 (株)鼎建設)
中島 友広 (真協運輸株)	中市 勝也 (株)アメニティ)
林 一洋 (有)フロントライン)	

表彰状贈呈(11名)

- ・運転者として30年以上勤務され、その成績優秀な方
(順不同・敬称略)

霞流 善幸 (濃飛西濃運輸株)	田中 勝巳 (日本郵便輸送株)
橋本利喜也 (濃飛西濃運輸株)	井下 正彦 (日本郵便輸送株)
能澤 雅幸 (濃飛西濃運輸株)	川瀬 慎一 (株)ミツノリ)
宮 雅芳 (濃飛西濃運輸株)	松本 政信 (水口運送株)
中村 保 (西川輸送株)	谷内 久晴 (有)山喜商事)
宮越 秀治 (日本通運株)	

「正しい運転・明るい輸送運動」表彰

表彰状贈呈(1社、2名)

- ・令和元年11月16日から令和2年1月10日まで全国 斉に実施された「正しい運転・明るい輸送運動」に於いて、その成績が優秀な事業所及び従業員

(敬称略)

(株)アペックス

(順不同・敬称略)

西野 慶雄 (日本通運株)

岡野 昌一 (星崎運輸株)

トラック運送業に係る標準的な運賃の告示

■当協会における「標準的な運賃」告示に係る取り組みについて

「標準的な運賃」の告示は、荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等をふまえ、ドライバの労働条件を改善し、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考になる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により、貨物自動車運送事業法改正により設けられ、去る4月24日(金)に「標準的な運賃」(次ページ参照)が告示されました。

コロナ危機下においてもドライバを確保し、重要なインフラ機能を維持するために、関係機関や全ト協と連携し、荷主への働きかけや会員向け説明会など、実施のタイミングを十分に配慮し、以下の本制度に係る取り組み等の実施を検討していくこととしております。

1. 標準的な運賃の告示及び通達に係る説明書の作成・配布
2. 会員事業者向け説明会の開催
3. 荷主向け啓発事業(テレビCM等)
4. 会員事業者が取引する荷主へのパンフレット等の作成・配布

等、順次計画する。

荷主企業への「標準的な運賃の告示」及び「荷主対策の深度化」の周知・要請について

「標準的な運賃」を収受するには、荷主企業の理解・協力が必要なことから、全日本トラック協会では、個別の荷主企業に対してパンフレットを配布するなど周知徹底を図ることとしています。

また「荷主対策の深度化」についても、荷主都合による長時間の荷待ち等ドライバが法令遵守できない状況が依然として多く見られることから、あわせて荷主企業への要請等を実施します。

つきましては、先般の調査結果に基づきまして、荷主企業への「標準的な運賃の告示」及び「荷主対策の深度化」の周知・要請活動を展開してまいります。

I 距離制運賃表

北陸信越運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,640	8,850	11,770	15,290

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
九州			18,530	22,190	28,840	36,410	
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
		九州	280	340	510	710	
	沖縄	280	340	510	710		
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後をわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000	
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730	
九州		2,840	2,980	3,190	3,770		
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300			

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

ご案内

令和2年度第1回運行管理者試験

1. 試験日 令和2年8月23日(日)
2. 申請期間 (1) 受験申請書による申請 / 5月15日(金)～6月10日(水)
(2) インタネットによる申請 / 5月15日(金)～6月16日(火)
(3) 再受験申請 / 5月15日(金)～6月16日(火)
※パソコンまたはスマートフォン

(注意事項) 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため試験を中止した場合であっても、次回試験への振替または受験手数料等の返金措置は行われません。

このほかの注意事項等につきましては、運行管理者試験センターのホームページでご確認ください。

お問い合わせ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511
(公財) 運行管理者試験センター(試験事務センター) TEL 0476-85-7177
 ホームページ <http://www.unkan.or.jp/>

ご案内

令和2年度第1回運行管理者試験 事前講習会

1. 開催日時 令和2年8月2日(日) 9:00～16:30
2. 開催場所 石川県トラック会館(金沢市粟崎町4-84-10)
3. 受講料 5,000円
4. 受付期間 7月20日(月)まで
5. 申込方法 同封の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込ください。
※受講料は、講習会当日にお支払いいただきます。

運行管理者等基礎講習

開催日 / 6月16日(火)～18日(木)
 場所 / 石川ハイテク交流センター
 (能美市旭台2-1)

ご案内

(公社) 全日本トラック協会 優秀運転者顕章

標記表彰について、同封の案内書をご確認のうえ、ご推薦ください。

1. 資格要件 運転業務に従事していた期間を通算して、下記表に定める期間、無事故・無違反である運転者。

顕章	無事故・無違反期間
金十字章	満20年間(その内、トラック運送事業の運転者として15年以上)
銀十字章	満10年間(その内、トラック運送事業の運転者として7年以上)

2. 推薦期限 令和2年7月3日(金) 厳守
3. 提出書類 協会ホームページから推薦書等をダウンロードして、ご使用ください。また、郵送を希望される方は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ (一社) 石川県トラック協会(助成・融資事業) TEL 076-239-2284



7月1日から受付開始!

～安全性優良事業所認定制度～

今年は**郵送**での
受付となります!!



原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とします。(7月1日～14日必着)
 申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。
 原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。
 ※受付後、地方実施機関からFAXにて申請者(控え)を返送もしくは電話にて受付受理を連絡します。

注意事項

- 申請書、申請書類が全てあるか**申請案内16ページ**で確認して下さい。
- 申請書、申請書類は必ず**ファイル**に綴じて、書類がバラバラにならないようにして送付して下さい。
- 申請書4枚組、自認書3枚組(複写式は4枚) **全てのページに必ず印(2カ所)**を押して下さい。

発送方法 ※申請書類を発送した際、送り状番号(お問い合わせ番号)が記載された控えを必ず保管して下さい。控えがないと、申請受付時のトラブルへの対応ができませんのでご注意下さい。

信書が送れるもの、かつ、対面で受け取り出来るもの

一般書留郵便、簡易書留郵便、レターバックプラス、信書便(信書用宅配便)

→ **受付可**

信書が送れないもの、または、受け取りがポスト投函となるもの

普通郵便、特定記録郵便、レターバックライト、宅配便

→ **受付不可**

**申請手続き
動画解説**
 ※協会ホームページよりご視聴
 できます!

お問合せ (一社)石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285



飲酒運転撲滅

～運行管理の徹底により、飲酒運転を防止しましょう～

- アルコール検知器による点呼を確実に実施し、飲酒の有無を確認すること。
- 過去に飲酒運転の経歴を有するなど、飲酒傾向の強い運転者の指導を徹底すること。
- 飲酒運転とならないよう前日に飲酒したアルコールが、身体に残らないよう生活指導を徹底すること。
- 車内に酒類の持ち込みがないか定期的に調査すること。
- 乗務員に対する長距離運行時の飲酒運転防止について、指導教育を徹底すること。



昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は57件（トラック48件）と安全プラン2020を策定した2016年以降で最多となり、また、本年に入っては速報ベースで昨年同時期を上回る13件（トラック10件）発生しております。

事故防止等教育用DVDの貸し出し

当協会では、会員向けに事故防止に関する教育用ビデオ、DVDの無料貸し出しを行っておりますので、是非ご活用ください。

事故への警告! ヒヤリ・ハット(22分)
運転中自然災害が…①一般道路編(22分)
運転中自然災害が…②高速道路編(20分)
ハイウェイでまさか! 高速道路に潜む危険(19分)
大丈夫ですか? 高速道路の落下物事故の誘発者 にならない心がまえ(18分)
安全運転のための条件 危険予測で事故を防ぐ(20分)
事故を減らし企業イメージを上げる ドライブマナー(45分)
事故を起こさない為の運転行動 ドライブレコーダー映像から考える(20分)

新たに8本追加しました



お問い合わせ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

全日本トラック協会

トラック運送業界の景況(速報)～令和2年1月～3月期～

共通の概況①：今回(令和2年1月～3月期)の状況と今後の見通し

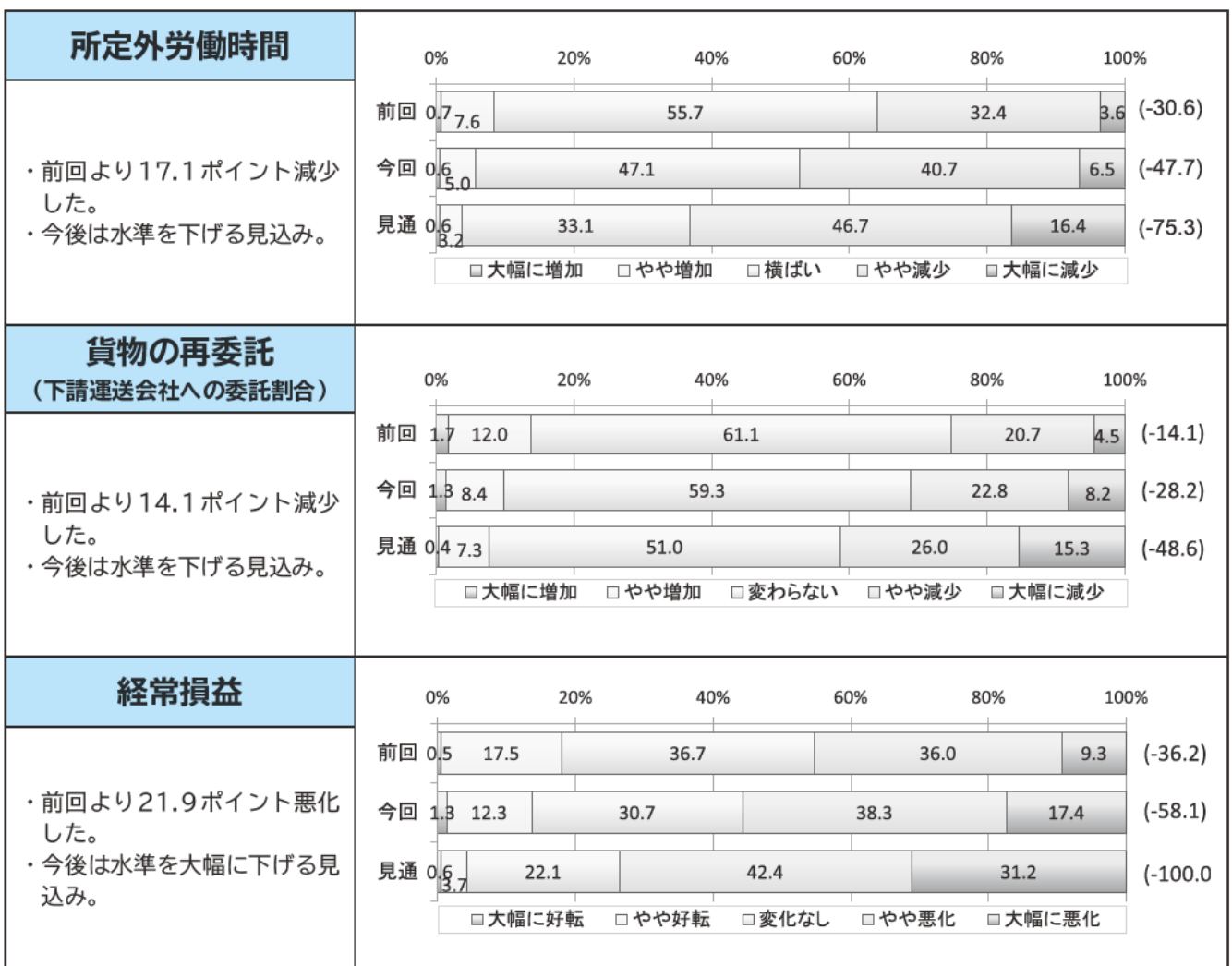
今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲55.5(前回▲28.7)と26.8ポイント悪化、実車率は▲51.4(前回▲28.4)と23.0ポイント悪化し、前回と比較して輸送効率は悪化した。 ・採用状況は▲4.7(前回▲7.5)と2.8ポイント上昇し、雇用状況(労働力の不足感)は50.7(前回81.8)と31.1ポイント低下し、労働力の不足感は弱くなった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲95.7(今回▲55.5)と40.2ポイント悪化、実車率は▲84.7(今回▲51.4)と33.3ポイント悪化し、輸送効率は 段と悪化する見込みである。 ・採用状況は▲19.1(今回▲4.7)と14.4ポイント悪化するが、輸送量減少の見込みから、雇用状況(労働力の不足感)は36.8(今回50.7)と13.9ポイント低下し、労働力の不足感は弱まる見込みである。

実働率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 1.0 11.5 51.1 30.4 5.9 (-28.7)</p> <p>今回 0.0 10.3 38.3 37.0 14.4 (-55.5)</p> <p>見通 0.4 26.7 38.5 30.7 (-95.7)</p> <p>□大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 □大幅に低下</p>
実車率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 0.7 10.4 54.5 28.9 5.6 (-28.4)</p> <p>今回 0.4 9.7 40.7 36.4 12.7 (-51.4)</p> <p>見通 0.4 29.5 39.6 25.4 (-84.7)</p> <p>□大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 □大幅に低下</p>
採用状況	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 1.0 15.3 62.2 18.1 3.4 (-7.5)</p> <p>今回 0.9 16.4 63.4 15.5 3.7 (-4.7)</p> <p>見通 0.7 13.5 58.7 20.2 6.9 (-19.1)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 □大幅に減少</p>
雇用状況 (労働力の不足感)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 19.7 44.3 34.3 1.5 0.2 (81.8)</p> <p>今回 12.7 33.8 46.2 6.0 1.3 (50.7)</p> <p>見通 13.3 30.3 40.4 12.1 3.9 (36.8)</p> <p>□不足 □やや不足 □適当 □やや過剰 □過剰</p>

※(注4)雇用状況については、上段は前回(R1.10月～12月期)の状況、中段は今回(R2.1月～3月期)の状況、下段は今後(R2.4月～6月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

共通の概況②：今回(令和2年1月～3月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働時間は▲47.7(前回▲30.6)と17.1ポイント減少し、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲28.2(前回▲14.1)と14.1ポイント減少した。 ・経常損益は▲58.1(前回▲36.2)と21.9ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働時間は▲75.3(今回▲47.7)と27.6ポイント減少、貨物の再委託は▲48.6(今回▲28.2)と20.4ポイント減少する見込みである。 ・経常損益は▲100.0(今回▲58.1)と41.9ポイント悪化し、経常損益の水準を下げる見込みである。



【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第108回調査は、令和2年4月1日に、モニタ に 対して調査開始、令和2年4月30日回収分までを集計。

特積	般	回答事業者全体
37	517	533

※ 部回答事業者の重複あり



詳細版については、当協会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/>
HOME〉最新情報

新規会員のご紹介

(有)中川組

代表者名：中川 純明
〒920-0356 金沢市専光寺町せ23-6
TEL：076-201-8842 FAX：076-218-5688
車両台数：9台 支部：金沢第 支部

(株)アルク

代表者名：松村 茂由
〒920-0377 金沢市打木町東1459
TEL：076-240-8024 FAX：076-240-8023
車両台数：23台 支部：金沢第 支部

(株)オルティエ

代表者名：佃てつ
〒920-0211 河北郡津幡町宇潟端ね39-1
TEL：076-204-8181 FAX：076-204-8828
車両台数：13台 支部：金沢第三支部

ヤマショー(株)

代表者名：山本 孝幸
〒920-3123 金沢市福久東1-63-2
TEL：076-257-8182 FAX：076-257-8266
車両台数：10台 支部：金沢第三支部

EVENT CALENDAR 6月の行事予定

3日(水)	石ト協第46回定時総会（石川県トラック会館）
8日(月)	適正化巡回指導再開
10日(水)	北陸信越運輸局次長と関係団体との懇談会（石川運輸支局）
16日(火)	石川県自動車会議所令和2年度通常総会、理事会（ANAホリデー・イン金沢スカイ）
22日(月)	石川運輸支局・適正化実施機関月例会議（石川県トラック会館）
24日(水)	陸災防通常総代会（東京都）
25日(木)	全ト協 通常総会（東京都）
29日(月)	金沢港振興協会定時総会（金沢市）

会員名簿の変更（代表者）

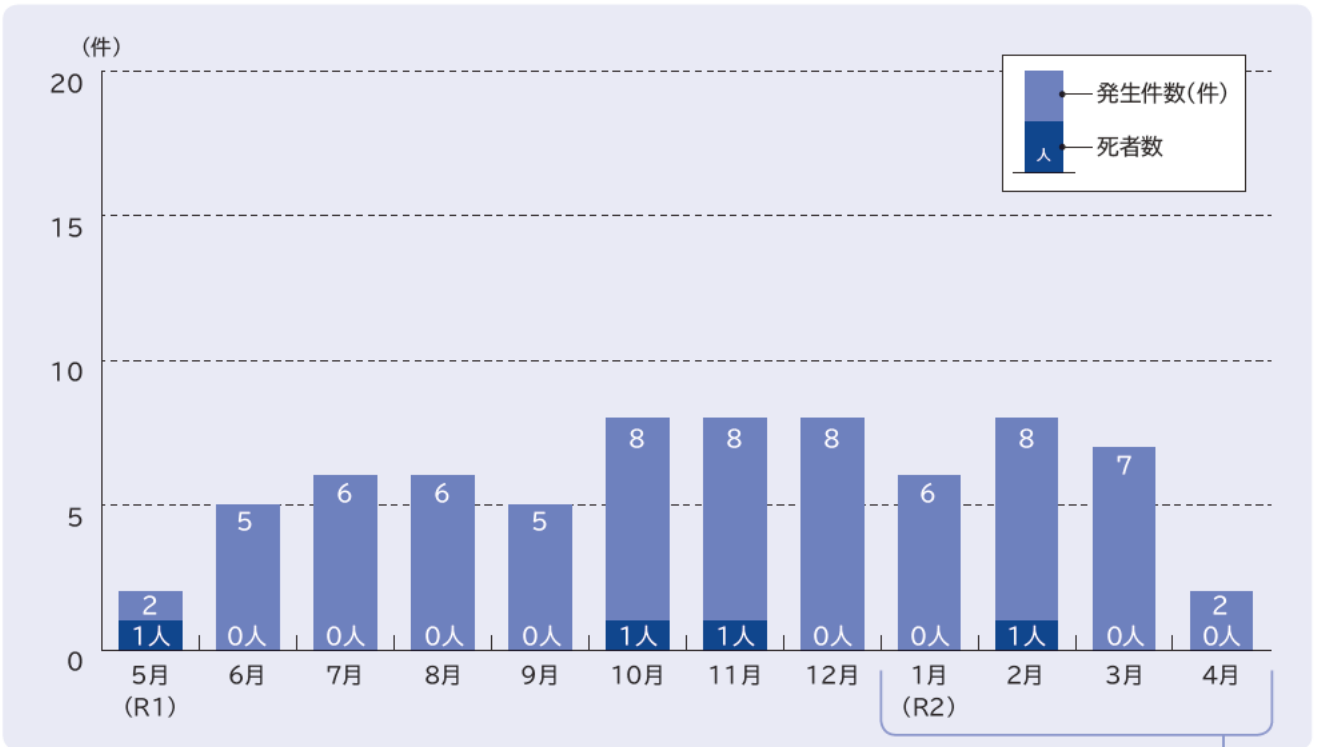
※「令和元年度会員名簿」からの変更。「令和2年度会員名簿」は、定時総会終了後、議案書に同封してお送りいたします。

事業者名	変更内容	事業者名	変更内容
(株)JA建設エナジー	中山 敏康	ヤマトボックスチャーター(株)金沢支店	川岸富美男
(株)大同ゼネラルサービス	谷口 政博	北陸高圧ガス運輸(株)金沢営業所	佐藤能理男
(有)ジャパン開発石川営業所	大窪 聡	日本郵便輸送(株)北陸支社	平岡 篤
(株)共和通商石川営業所	加藤 義憲	飛驒運輸(株)金沢支店	永家 利幸
(株)ムロオ石川小松営業所	佐々木美季	(株)川元急送	川元 三枝
日本梱包運輸倉庫(株)金沢営業所	岡田 宗光	セコム北陸(株)	白井 晃仁
北陸石井運輸(株)金沢営業所	杉本 俊彦	相川運輸(株)	相川 拓也
新潟運輸(株)金沢支店	甲斐 則幸	(株)ホームエネルギー北陸	多田 和也
トナミ運輸(株)北陸主管支店	岡田 浩	(有)金沢進開運送	山本 孝行
SBSフレックネット(株)中部物流統括部 北陸営業所	野口 裕之	大東実業(株)金沢営業所	久保 公彦
ヤマト運輸(株)金沢主管支店	永野 裕哉	中作運輸(株)	市野 信幸
(株)日立物流中部石川営業所	谷口 智也	(株)兼六リサイクルシステムズ	山本 孝幸
(株)久盛建設工業	林 清憲	(株)ソーシン	中市 隆幸
(株)北國輸送センター	加藤 健治	(株)ジェイアール貨物・北陸ロジスティクス	井上 達明
司企業(株)石川小松営業所	近兼 久裕	(株)ゼロ・プラス中部金沢営業所	石川 俊介
金乳運輸(株)	原田 徹	(有)七尾運輸	小林 豊
北川運輸(株)	瀧田 浩	オークス(株)七尾営業所	宮谷 宗克
(株)ハイネンひまわりガスセンター	輪木 正明	志賀興業建設(株)	橋 映吾
丸福物流サービス(有)	山田実紀秀	太陽警備保障(株)	黒土 政徳
(株)アクティー	柳沢 竜二	(株)エナジーネット	牧野 正幸
		(有)池下運送	池下 充宏



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況 (第1当事者)



内訳 令和2年事故類型別発生状況 (1~4月)

	人対車両	車両相互							車両単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(±0)	1(+1)	14(+2)	2(-2)	0(±0)	1(+1)	1(-4)	3(-2)	1(±0)	0(±0)	23(-4)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	1(±0)	0(±0)	0(±0)	1(±0)

※ () 内は昨年比 (提供/石川県警)

(参考)

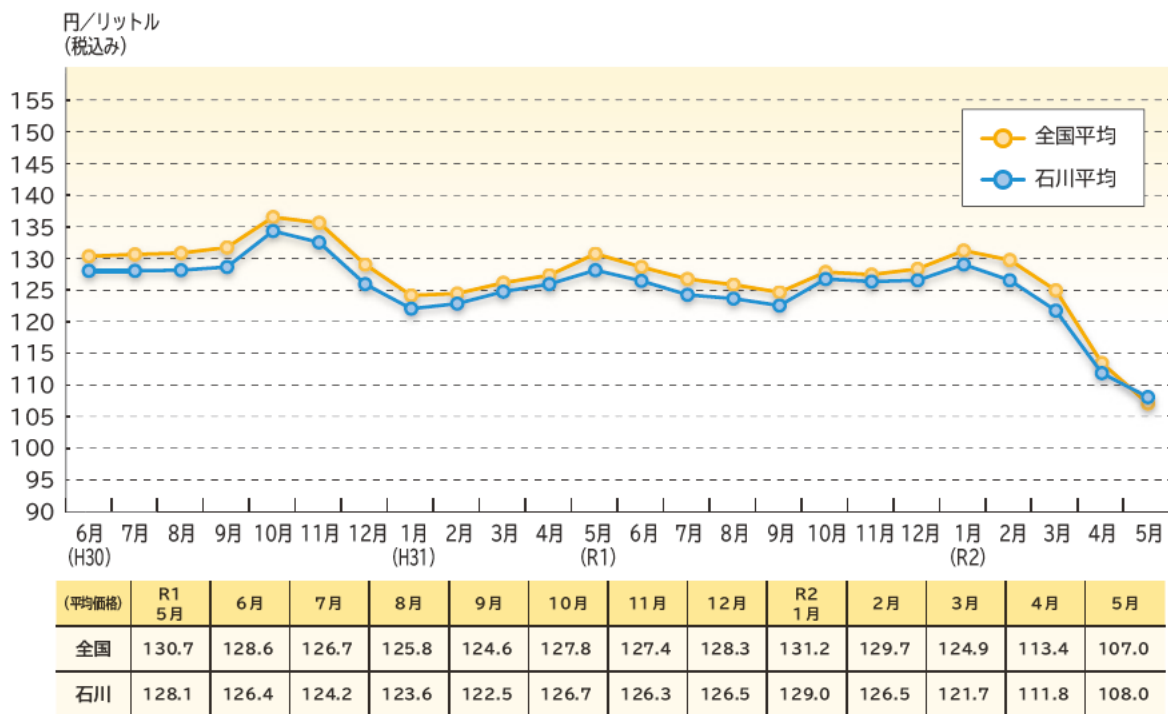
石川県内全車種 (乗用車含む) 令和2年交通事故発生状況 1~4月 (増減)

発生件数	死者数 (人)
720 (-90)	18(+11)



軽油価格情報

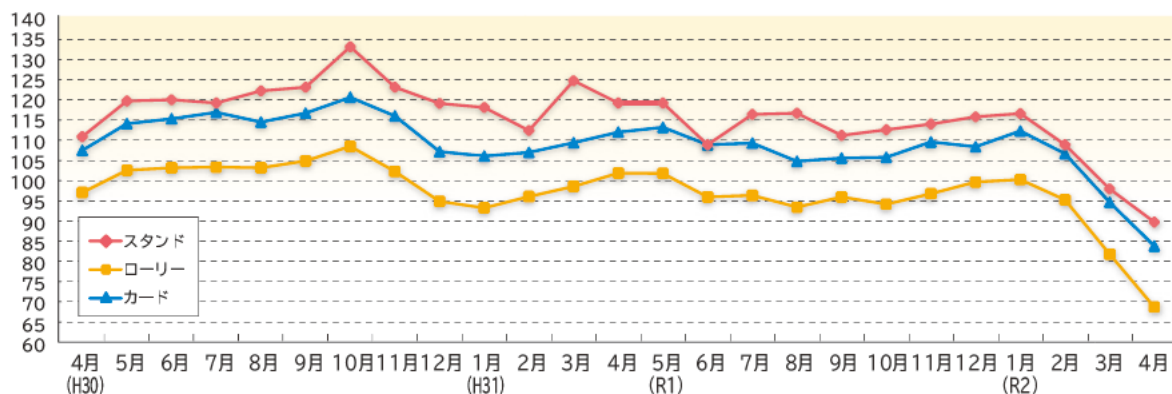
軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内 30 事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	H31 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月	2月	3月	4月
スタンド	118.7	118.7	108.4	115.9	116.2	110.7	112.1	113.5	115.3	116.1	108.4	97.5	89.3
ローリー	101.4	101.3	95.5	95.9	93.0	95.5	93.7	96.3	99.2	99.8	94.8	81.4	68.3
カード	111.5	112.7	108.4	108.8	104.3	105.1	105.3	109.1	107.9	111.8	106.2	94.2	83.4
値上げ 要請額	2.1 (10社)	1.1 (7社)	0.7 (10社)	1.2 (11社)	1.0 (2社)	2.4 (6社)	0.7 (6社)	1.4 (7社)	2.3 (10社)	1.1 (9社)	1.2 (3社)	(0社)	(0社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。() 内は、要請のあった事業者数。

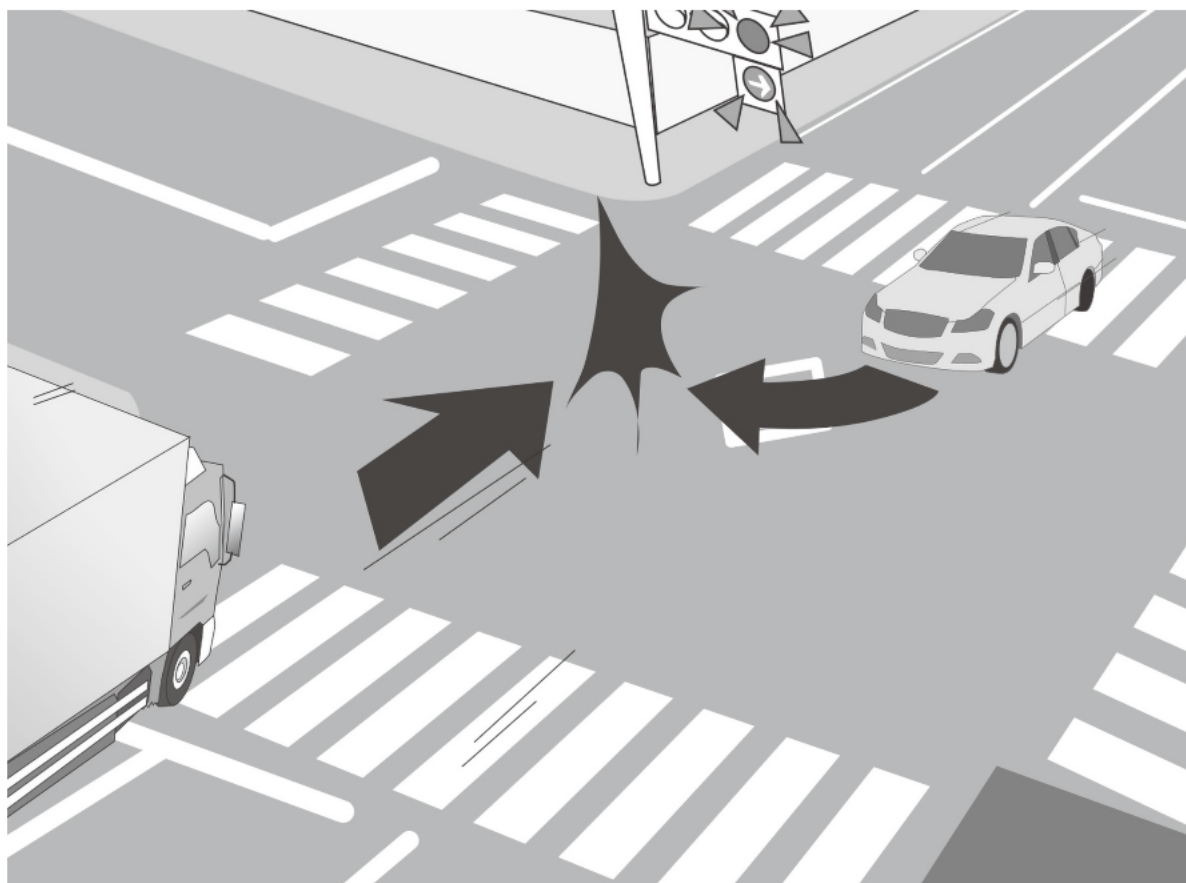
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 89

対向右折車と衝突

事故の概要

- 発生日時 7月13日(金) 午前11時50分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が配送先に向かって走行中、赤信号を見落とし交差点に進入してしまい、右折矢印信号で右折を開始した車と衝突し、相手運転者を死亡させたもの。
- 事故当事者 男性28歳 相手側 男性20歳
- 事故原因 運転者は、午前中最後の配送先に向かって走行していました。遠方の配送先が多く、予定していた時間より遅くなったことから、何となくイライラしながら運転をしていました。そんな時、突然車が目前に現れ、あわててブレーキを踏みましたが間に合わず衝突してしまいました。イライラしていたことから注意力が散漫になり、赤信号に気づくこと無く、交差点に進入してしまったのです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害

20歳男子死亡

総損害額 8,100万円

■被害概要

- ・被害者の職業 会社員
- ・被害状況 脳挫傷、急性硬膜外血腫などにより病院で開頭手術等の懸命な治療を受けるも、事故から6時間後に死亡しました。

■損害額内容

・治療費	250万円
・逸失利益	4,700万円
・慰謝料	2,200万円
・葬儀費	150万円
・弁護士費用その他	800万円
計	8,100万円

■運転者について

自動車運転過失致傷にて事故直後に逮捕され、その後過失致死罪で再逮捕。刑事責任については、裁判において禁固1年6ヶ月の実刑が確定。

被害者について

被害者は商業高校を卒業した後、親元を離れ、事務機器を販売する会社に入社して2年目の二十歳になったばかりの青年でした。会社では運転免許証を取った後、半年前から営業職をまかされ、その日は主要顧客と大きな商談を成功させ会社に戻る途中で事故に遭ってしまいました。今日の商談が成功したら、夜はみんなで被害者の二十歳の誕生日と商談の成功を祝い、ビヤガーデンで祝杯だと上司や同僚は朗報を期待し被害者が帰って来るのを待っていたところに突然警察から事故の電話連絡が入り、家族に連絡を入れ、急いで社員の大半が病院にかけつけ懸命に回復を祈りましたが、家族が病院に到着したとほぼ同時に帰らぬ人となってしまいました。

被害者は生前、上司や同僚によく近い将来の夢として、できるだけ早いうちに気立てのいい小柄な可愛らしい女性と結婚し、子供は3人以上、住む家は小さくても庭付きの一軒家で、できたら両親を呼び同居できたら最高だと語っていたそうです。そんな夢も今回の事故で一瞬にして奪われ、さぞや無念だったことでしょう。

この事故から学ぶ事

イライラ運転は、集中力を奪い、自車周辺の安全確認を疎かにさせます。その結果、危険の発見ができなかったり、遅れたりします。普段なら見えるものも、見えなくなってしまう。今回の事故は、予定していた時間よりも遅くなってしまったことから焦りの心も加わり、前方の安全確認が疎かになり、赤信号の交差点に気づくことなく進入してしまい発生した事故でした。

たった一度、ほんの一瞬の不注意が簡単に人の命を奪ってしまう事故を誘発してしまいます。ハンドルを握ったら平常心を保ち安全運転を心掛けましょう。それが他人を守り、自分を守ることに繋がります。

イライラ運転は焦りを呼び、安全に対する意識を低下させ危険をもたらします。運転中にイラッと来たら、より注意力を集中させ危険を予測し、安全運転に徹しましょう。

提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

当協会ホームページより、新型コロナウイルス関連の各種、融資・助成制度をご覧ください。

(TOP ページ)



新型コロナウイルス 関連融資・助成制度

新型コロナウイルス関連
融資・助成制度

動画解説も
視聴できます。

<p>融資関係 経済産業省</p> <p>▶ 内容を見る</p>	<p>持続化給付金 経済産業省</p> <p>▶ 内容を見る ▶ 説明動画を見る</p>	<p>雇用調整助成金 厚生労働省</p> <p>▶ 内容を見る ▶ 説明動画を見る ▶ 申請手引 (動画)</p>	<p>小学校休業等対応助成金 厚生労働省</p> <p>▶ 内容を見る ▶ 説明動画を見る</p>
<p>携帯型アルコール検知器導入助成 石川県トラック協会</p> <p>▶ 内容を見る</p>	<p>中央近代化基金 石川県トラック協会</p> <p>▶ 内容を見る</p>	<p>信用保証料助成 石川県トラック協会</p> <p>▶ 内容を見る</p>	<p>新型コロナウイルス感染症特別融資 石川県</p> <p>▶ 内容を見る</p>

- ④ 資金相談特設サイト
- ④ シャワー・入浴施設の情報